

令和7年第4回教育委員会会議事録

1 開催日時

令和7年3月24日(月) 午後3時30分～午後4時32分

2 開催場所

幕別町教育委員会会議室

3 出席者

	教 育 長	笹原 敏文
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委 員	岩谷 史人
	委 員	東 みどり
	委 員	國安 環
事 務 局	教育部長	白坂 博司
	学校教育課長	酒井 貴範
	生涯学習課長	石田 晋一
	給食センター所長	守屋 敦史
	図書館長	岩岡 夢貴
	総務係長	小野 敦
	学校教育係長	甲谷 英司
	学校教育推進員	佐藤 充弘
	学校教育推進員	喜多 敦
	学校教育推進員	橋本 靖宏

4 議 事

- 承認第2号 専決処分した事件の承認について
(令和7年度幕別町一般会計補正予算の要求について)
- 承認第3号 専決処分した事件の承認について
(令和7年4月1日付け学校職員採用に係る内申について)
- 報告第4号 令和7年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について
- 議案第17号 幕別町社会教育施設長寿命化計画の策定について
- 議案第18号 幕別町教育委員会事務局職員の処分について
- 議案第19号 幕別町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 議案第20号 幕別町教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程
- 議案第21号 幕別町教育委員会事務局職員の任免について

5 議事概要 次のとおり

笹原教育長 只今から令和7年第4回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。本会議の会期は、本日1日間としたい
と思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、会期は、本日1日間と決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名について、であります。本日の会議録署名委員に、1番岩谷委員、3番國安委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。令和7年第3回教育委員会会議について別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、前回会議録を承認いたします。

次に、日程第4、事務報告について、事務局よりお願いいたします。

教育部長(白坂 博司) 本日の事務報告は、1件であります。

本日配布しております、右上に囲み枠で「事務報告資料」とある資料をご覧ください。

令和7年第1回町議会定例会の一般質問答弁書につきましてご説明いたします。

令和7年第1回町議会定例会が、3月4日から21日までの会期で開催されたところであり、11日、12日に、7名の議員から一般質問があり、そのうち、教育委員会関係分として、酒井議員から質問がありましたので、要点のみになりますがご説明いたします

2ページをお開きください。

通告順4番酒井議員の質問事項は、太字の部分になりますが、「1 義務教育学校開校に向けた取組について」と「2 不登校の子どもに寄り添った支援を」の2点であります。

それでは答弁についてであります。下線部分の「1 義務教育学校開校に向けた取組について」の、次のページになりますが、「(1) 開校に向けて、子どもたちが意見を出し合う機会をどのように持たれ、どのように反映されているか」については、「令和6年4月に、幕別小学校及び幕別中学校の児童生徒を対象として、義務教育学校の学校名に関するアンケート調査を実施し、併せてアンケートの中で新しい学校に対する子どもたちの思いを自由に記述してもらった」と、「令和6年11月には、同じく幕別小学校及び幕別中学校の児童生徒を対象として、「校歌の歌詞に入れたいフレーズ(言葉)」の募集を行った」とし、「応募のあった全てのフレーズと、4月のアンケートで聞き取った新しい学校に対する子どもたちの思いを、作詞・作曲を依頼する専門家に提供し、校歌の制作を進めていく予定」とするほか、「校章のデザイン(案)」については、幕別中学校の生徒を対象に募集を行い、幕別中学校の美術教諭を中心に図案の作成を進めており、今後においても機会をみて児童生徒の意見を聞き取りながら開校に向けた準備を進めるとともに、検討の内容が固まった段階で子どもたちへ説明する予定であると伺っております。」と答弁しております。

次に、「(2) 5、6年生のリーダーシップを発揮する機会について、「役割を失ってしまうのでは」という懸念に対し、どのように議論し、どんな対策を検討しているか」については、次のページになりますが、「これまでもまぐべつ学園で取り組まれている異なる学年が、学習や活動を共に行う場を開校後においても積極的に設け、上級生が下級生をサポートする仕組みを工夫しながら取り組むと伺っており、こうした取組により5、6年生がリーダーシップを育む環境を確保し、成長の機会が得られるものと考えております。」と答弁しております。

次に、「(3) カリキュラムの変更について、学年区分やそれに伴う授業時間、テストの内容が大きく変わることが予想されるが、どのように議論し、決定されているか」については、「まぐべつ学園の教職員で構成する開校部会におきまして」、まず、教育課程区分については、次のページになりますが、「4・3・2制を導入することとし、開校準備委員会の審議に諮り決定」をしたことと併せて、「教科担任制を、中等部からさらに拡大する」とともに、「50分授業とする」としたほか、「テストや学校行事などの細部については、開校部会においてさらに検討を重ね、学園内の教職員が共通認識を持ちながら、児童生徒が安心して学ぶことができるよう議論が進められるものと考えております。」と答弁しております。

次に、「(4) 開校後の子どもたちの適応支援について、環境の変化により落ち着かない状況が続くことも考えられるが、心のケアのサポート体制はどのように整えられるか」につい

ては、「必要に応じて個別に面談を行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用するなど、必要な支援を行ってまいりたい。」と答弁しております。

次に、「2 不登校の子どもに寄り添った支援を」の次のページになりますが、「(1) 不登校児童生徒数の推移について、今年度の見通しも含め、過去5年間の状況について」は、「本町の過去5年間における不登校児童生徒数の推移」として、下線部のとおり、令和元年度から5年度までの実績と、本年度、6年度の1月末現在の数字を伝え、傾向として、「全国の調査結果と同様に増加傾向」にあり、「特に小学生の不登校が増加している状況となっている」と答弁しています。

次に、「(2) 支援策の利用状況について、「まっく・ざ・まっく」や「N a n m o（なんも）」の利用数と傾向について」は、次のページになりますが、まず、「まっく・ざ・まっく」の利用状況について、令和4年度、5年度の実績と、本年度、6年度の1月末現在の数字を伝え、傾向として、「中学生の利用が多い傾向」にあると答弁しています。

また、「N a n m o（なんも）」では、「参加者数が多い時で7人、平均で3人程度で、主に保護者が参加」していると答弁しています。

次に、「(3) 学校外での学びの場の支援として、児童生徒と保護者に対し、フリースクール等への通学に要する交通費支援などを検討する考えは」については、「現在のところそうした施設に通うための交通費を支援する考えはありません」とし、次のページになりますが、教育委員会としては、「「まっく・ざ・まっく」において学びの機会の確保と支援に引き続き取り組んでまいりたい」と答弁しています。

最後に、「(4) すべての子どもが安心して通える学校づくりについて、町として、今後どのような取組を進めていく予定か」については、「各学校においては、それぞれの担当教諭等が不登校の児童生徒やその保護者と連絡を取りながら、学習に係るプリントの配布や面談を行うなど、学校との関係性が途切れることのないよう丁寧な対応を行っている」ほか、「一人一台の学習用端末を活用し、自宅や学校内の別室から授業に参加することと併せて、「まっく・ざ・まっく」の通所については出席扱いとしている」とし、「教育委員会としては、学校と十分に連携を図りながら、児童生徒にとって学びやすい環境を整えるとともに、保護者に対して必要な情報の提供に努めながら、「まっく・ざ・まっく」、町の福祉課や発達支援センター、児童相談所など関係機関とより一層連携を図りながら対応してまいりたい」と答弁しています。

以上が、教育長から答弁した内容の概要となりますが、詳細は後ほどご覧ください。説明については以上であります。

笹原教育長 ただ今の事務報告につきまして、何か質疑等ございませんか。

(ありません)

笹原教育長 質疑がないようですので、次に議件に入ります。

日程第5、承認第2号、「専決処分した事件の承認について（令和7年度幕別町一般会計補正予算の要求について）」は、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第4号、「教育事務に関する議会の議案について町長への意見の申出に関する事項」のため、日程第6、承認第3号、「専決処分した事件の承認について（令和7年4月1日付け学校職員採用に係る内申について）」は、同会議規則第15条、第1項、第1号、「公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある事項」のため、「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

笹原教育長 秘密会を解きます。

次に、日程第7、報告第4号、「令和7年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について」、説明を求めます。

教育部長（白坂 博司） 議案書は4ページ、資料につきましては、報告第4号別紙をご覧ください。報告第4号、令和7年度幕別町一般会計補正予算の要求について、ご説明を申し上げます。

令和7年第1回幕別町議会定例会の最終日であります3月21日に、教育委員会として、補正予算を要求いたしましたので、その要求結果についてご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、先ほど承認第2号で説明した要求内容のとおりでありますので、説明は省略いたします。

なお、本補正予算につきましては、最終日3月21日の本会議におきまして、議決されたところであります。以上で説明を終わらせていただきます。

笹原教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

（ありません）

笹原教育長 質疑なしと認めます。報告第4号につきましては、報告のとおりといたします。

次に、日程第8、議案第17号、「幕別町社会教育施設長寿命化計画の策定について」、説明を求めます。

生涯学習課長（石田 晋一） 議案第17号「幕別町社会教育施設長寿命化計画の策定について」ご説明申し上げます。議案書は5ページになります。

別にお配りの資料ですが、「議案第17号 別紙」と「議案第17号 参考資料」になります。

「幕別町社会教育施設長寿命化計画」につきましては、本年2月25日開催の第2回総合教育会議におきまして、計画（案）の内容をご説明させていただきました。

また、2月6日から実施しておりましたパブリックコメントが3月7日に終了し、その実施結果がまとまりましたので、参考資料「幕別町社会教育施設長寿命化計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果」として配布しておりますので、先に、こちらをご覧ください。1ページには、パブリックコメントの概要、2ページをご覧ください。5(1)意見提出件数はお二人の方から提出があり、(2)意見の述べ件数が9件ありました。

3ページになります。上段【区分】の表の下表になりますが、お二人からご意見をいただきましたので、No.1と次のページ下段になりますがNo.2で示し、もう一度3ページにお戻りいただき、No.の右側いただいた「意見の要旨」その右側が「意見に対する町の考え方」その右が区分になります。区分は上段の表にありますとおり、AからEの5区分で、今回はAの「意見を受けて計画（案）を修正するもの」が3件、Cの「計画（案）を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの」が1件、Dの「計画（案）に取り入れなかったもの」が5件で、区分Aのみについてご説明いたします。

3ページの意見の要旨②と⑤の説明になります。

②ですがP7について、何級建築士か記載してほしいとの意見がありました。

次に ⑤ですが、従来型の維持・更新と長寿命型の維持・更新を、イメージ図を用いるなどして分かりやすく説明してほしいとの意見がありました。

議案第17号 別紙 「幕別町社会教育施設長寿命化計画」の7ページをお開きください。

4 老朽化状況の実態(1)の1行目で建築士の前に「一級」を追加しております。

長寿命化計画の10ページをお開きください。

(3) 今後の維持・更新コスト（従来型）の1行目、元の「改築と大規模改造」となっていたものを「大規模改造（事後保全）と改築」に改め、グラフ表の下に※で「大規模改造（事後保全）」とし、「老朽化による劣化、破損等の大規模な不具合が生じた後に行う大規模な改修工事」等の説明文を追加しました。

11ページになります。(4) 今後の維持・更新コスト（長寿命化型）の文書1行目の文頭に「大規模改造（予防保全）と長寿命化改修による」を加え「長寿命化型の維持・更新を行った場合の今後40年間のコストを試算します。」とし、グラフ表の下に※で「大規模改造（予防保全）」として「損傷が軽微である早期段階から予防的な修繕等を実施することで機能・

性能の保持、回復を図る改修工事」等を、下段の※では「長寿命化改修」として「単に建築時の状態に戻すのではなく、構造体の長寿命化やライフラインの更新等により建物の耐久性を高める」などの説明を追加しました。

なお、「イメージ図を用いるなどして分かりやすく説明してほしい」については、14ページになりますが、「改築中心から長寿命化への転換イメージ図」を掲載しておりますので、説明文のみの追加としております。

参考資料の「実施結果」お戻りいただき、4ページをお開きください。意見要旨⑧になりますが、対象とする施設すべてが長寿命化改修する計画となっているが、長寿命化が非効率である場合など、スクラップアンドビルドの考えも踏まえて計画するべき。という意見がありました。こちらについては、長寿命化計画の15ページをお開きください。

(3) 対策の優先順位の文中4行目の後半、「必要に応じて優先順位の変更や、の後に施設の今後の在り方について検討」を追加し、5年ごとに本計画を見直す中で、改築や施設の統合、廃止などを含め今後の在り方について検討することとします。

只今説明しました3点の追加事項以外には、総合教育会議で説明した内容から変更はありませんので、その他の説明は割愛させていただきます。

今回、総合教育会議において「幕別町社会教育施設長寿命化計画（案）」としてお示したものに、先ほどご説明した3件の意見に対する町の考え方を追加し「幕別町社会教育施設長寿命化計画」として策定しようとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

笹原教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

岩谷委員 計画の10ページ、(3) 今後の維持・更新コスト（従来型）の※大規模改造（事後保全）と、(4) 今後の維持・更新コスト（長寿命化型）の※大規模改造（予防保全）について、よく読むと内容がわかりますが、一見、大規模改造という言葉は同じなので違いがわかりにくい印象でした。

生涯学習課長（石田 晋一） 14ページをご覧ください。「改築中心から長寿命化への転換イメージ」が記載されておりますが、「改築中心のイメージ」の表中に「大規模改造費（事後保全的な改修）」とあり、「長寿命化のイメージ」の表中に「大規模改造費（現状回復等予防保全的な改修）」とありますので、こちらの表記にあわせて修正をしたいと思います。

笹原教育長 他にございませんか。

（ありません）

笹原教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第17号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

笹原教育長 異議なしと認め、議案第17号については、原案のとおり可決しました。

次に、日程第9、議案第18号、「幕別町教育委員会事務局職員の処分について」は、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第2号、「任免、賞罰等職員の身分取扱いその他人事に係る事項」のため、「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

（異議なし）

笹原教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

笹原教育長 秘密会を解きます。

次に、日程第10、議案第19号、「幕別町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」と、日程第11、議案第20号、「幕別町教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程」は、関連がありますので一括して説明を求めます。

学校教育課長（酒井 貴範） 議案第19号「幕別町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」について、ご説明申し上げます。議案書の7ページと、別にお配りしております「議案第19号説明資料」をご覧ください。

本規則につきましては、幕別町教育委員会事務局及び教育機関の内部組織並びに職員の職の設置及びその分掌事務について定めております。

この度の改正は、令和7年4月1日付け人事異動で教育部が所管する教育機関に「忠類ナウマン象記念館」を置き、「館長」の職を配置しようとするに伴い、内部組織及び関連規定において、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第19号説明資料をご覧ください。

新旧対照表になりますが、左が現行規則、右が改正規則になり、この度、改正する箇所には、アンダーラインを引いております。改正規則の第3条第3項では、教育部が所管する「幕別町忠類ナウマン象記念館」に、「忠類ナウマン象記念館」を置くこととし、係に「管理係」を置くことを規定するものであります。

次に、第7条は、事務局及び教育機関の内部組織に置く職及びその職務を規定しております。2ページ目をお開きください。

内部組織の「図書館」の項の下に追加しておりますが、新たに「忠類ナウマン象記念館」に「館長」の職を置くこととし、職務には「上司の命を受け、忠類ナウマン象記念館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する」ことと規定するものであります。第8条は、内部組織に「忠類ナウマン象記念館」を追加するため所要の改正を行うもの、3ページになりますが、別表は分掌事務を規定しており、「忠類ナウマン象記念館」に置く「管理係」の分掌事務として、1から5までの分掌事務を規定するものであります。

議案書の7ページをご覧ください。

附則についてであります。この規則は、令和7年4月1日から施行する、とするものであります。

次に、議案第20号「幕別町教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程」について、ご説明申し上げます。議案書の8ページと、別にお配りしております「議案第20号説明資料」をご覧ください。

本規程につきましては、幕別町教育委員会事務局の事務処理等について定めております。この度の改正は、先ほどご説明申し上げました議案第19号と同様、令和7年4月1日付け人事異動で教育部が所管する教育機関に「忠類ナウマン象記念館」を置き、「館長」の職を配置しようとするに伴い、課長の専決事項の規定において、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第20号説明資料をご覧ください。

新旧対照表になりますが、左が現行規程、右が改正規程になり、この度、改正する箇所には、アンダーラインを引いております。別表第2に忠類ナウマン象記念館長の専決事項を追加しようとするものであります。

議案書の8ページをご覧ください。附則についてであります。

この規程は、令和7年4月1日から施行する、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

笹原教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

笹原教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第19号「幕別町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、議案第19号は、原案のとおり可決しました。

次に、お諮りいたします。議案第20号、「幕別町教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程」について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、議案第20号は、原案のとおり可決しました。

次に、日程第12、議案第21号、「幕別町教育委員会事務局職員の任免について」は、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第2号、「任免、賞罰等職員の身分取扱いその他人事に係る事項」のため、「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

笹原教育長 秘密会を解きます。

笹原教育長 議案については以上となりますが、この他、皆さんからなにかございませんか。

(ありません)

笹原教育長 それでは、以上をもちまして、本日の日程の全てが終了しましたので、令和7年第4回教育委員会会議を閉じます。